

適切な受診のためのお願い

# はりきゅう・マッサージ にかかるときの 3 つのポイント

はりきゅう・マッサージのすべての治療（施術）に、健康保険が使えるわけではありません。ここでは、治療を受ける前におさえたい3つのポイントをご紹介します。



1  
POINT

## ➡➡➡ 医師の同意

- はりきゅう・マッサージの治療は、**医師が認めた場合に限り**健康保険が使えます。
- はじめて治療を受ける場合は、**医師の同意書または診断書が必要です。**
- はりきゅう・マッサージの治療を継続して受ける場合は、**3か月に一度、必ず医師の再同意**が必要となります。



2  
POINT

## ➡➡➡ 健康保険が使える範囲

### はりきゅう

健康保険が使える

- 神経痛
- リウマチ
- 頸腕症候群
- 五十肩
- 腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症



※主に上記6疾患であり、慢性病で医師による適当な治療手段のない場合のみ

### マッサージ

- 筋麻痺
- 関節拘縮



※一律に診断名によることなく、筋麻痺や関節拘縮などの症状がみられる場合のみ

使えない

医療機関（病院や診療所など）で  
同一疾病の治療を受けている場合

単に疲労回復や慰安を目的としたもの、  
疾病予防のためのマッサージである場合

